

特定非営利活動法人(NPO 法人) NAZe 会員規約

この会員規約(以下「本規約」という)は、NPO 法人 NAZe(以下「当法人」という)と、NPO 法人 NAZe の会員(以下「会員」という)との関係に適用します。入会いただいた時点で、本規約を承認したことになります。

第1条(目的)

この規約は、当法人と、当法人に入会した会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条(会員の種別)

当法人の会員は、定款において定められた次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、主体的に活動を推進する為に入会した個人又は団体。NPO 法人の発展のため、運営に積極的に寄与し、総会において議決権を有する会員である。

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、年会費を納めることで資金面から活動を賛助(支援)する為に入会した個人又は団体。総会において議決権を持たない会員である。当法人の活動について、報告を受けることができる。

第3条(入会)

(1) 入会申込

入会の申込をする場合は、入会金及び年会費を振込み、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出することとする。

(2) 入会申込の拒絶

当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- ① 入会に関する事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- ② 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- ③ 政治・宗教及び営利活動を目的としている場合
- ④ 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- ⑤ その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第4条(入会金及び年会費)

(1) 入会金

正会員	個人	5,000 円	団体	30,000 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 年会費

正会員	個人	5,000 円	団体	30,000 円
賛助会員	個人 1 口	3,000 円(1 口以上)		
	団体 1 口	10,000 円(1 口以上)		

第5条(会員資格有効期限)

会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日(毎年 3 月 31 日)までとする。
- (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。

第6条(会員資格の継続)

会員資格は、毎事業年度開始2ヶ月後(毎年 5 月 31 日)までに、当法人の定める方法により会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

第7条(入会申込記載事項の変更等)

会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。

第8条(退会)

会員は、当法人が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に退会することができる。

第9条(除名)

会員が次の各号に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき。
- (5) 当法人の定款及び会員規約に違反したとき。
- (6) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不相当と判断したとき。

第 10 条(会員資格の停止)

会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4)除名されたとき。

第 11 条(拠出金品の不変換)

既に納入した入会金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 12 条(会員資格停止に伴う措置)

会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

第 13 条(禁止事項)

- (1)会員は、会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。
- (2)会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

第 14 条(反社会的勢力との一切の関係遮断)

会員は、社会的秩序や子どもたちの健全育成に悪影響を与える個人、団体等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないものとする。

第 15 条(個人情報の保護)

当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- (1)情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合。
- (2)裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。
- (3)会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合。
- (4)会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合。

第 16 章(損害賠償)

会員が、定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

第 17 条(規約の追加・変更)

本規約の追加・変更は、理事会の決議を得て変更できるものとする。

施行日:2021 年 8 月 1 日
特定非営利活動法人 NAZe